

### 35人学級編制に係る教員の配置充実を求める意見書

平成23年、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小、中学校の学級編制基準については、1学級40人であったものが、小学校1学年において、35人学級編制となったものの、小学校2年生については、加配措置にとどまっており、それ以降国の35人学級は進んでいない。

そして、大阪府については、平成19年度から小学校1学年、2学年の全学級において、35人学級編制を実施している。

高槻市では、一人一人の児童にきめ細かな学習指導、生活習慣の指導を行うことを目的に市独自の施策として、平成24年度から小学校6学年において、平成25年度から小学校3・4・5・6学年において、35人学級編制を実施している。

この取り組みの効果は大きく、全国学力・学習状況調査において、平成19年度と平成28年度の結果を比較すると、全ての区分で学力が向上している。また、保護者から「子どもが落ち着いて過ごしている」、「先生に質問しやすいと子どもが言っている」など、肯定的な声を聞いている。教員も、学習面、生活面及び生活指導面において、一人一人と向き合う時間が確保でき、指導の充実につながると考えている。

したがって、国においては、この成果を踏まえ、中学校においても教員の多忙化、働き方の見直しを進めつつ、子どもに向き合う時間を確保し、きめ細やかな学習指導ができるように、小、中学校の35人学級編制の全学年実施の実現に向けて、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が早期に改正されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月22日

高槻市議会